

I. 技術士制度改革に関する論点整理 (H31.1)

前提：技術士制度にとって活用促進・普及拡大は  
制度を維持する上で最も重要な課題である。

資格の活用方法の分類

- ① 専門技術分野に活用（公的活用・民間企業等での活用）
- ② 技術系人材育成に活用（民間企業・大学等の教育機関）
- ③ 国際的な活用



【特に優先すべき項目と取り組み内容】

- ① 専門技術分野に活用
  - ①-1 公的事業・業務における活用の促進（文科省+技術士会）
  - ①-2 他の国家資格との関係性の明確化及び相互活用の実施（文科省+技術士会）
  - ①-3 技術士の資質能力とそれを活かせる活用方法の紹介（技術士会）
- ② 技術系人材育成に活用
  - ②-1 技術士キャリア形成スキームの周知と GA、PC 取得支援（制度検討特別委員会）

II. 技術士制度改革に向けた日本技術士会の基本スタンス

①職業資格としての技術士のあるべき姿

②技術士のあるべき姿に向けた改革

資質向上の責務(法 47 条の 2)の履行を促進するための方向性を検討、  
実施(公的 C P D 活動の支援体制の構築等)



技術士が社会の課題解決のために活用されてこそ意味がある。

(技術士資格活用委員会)

- ① 公的活用の推進 → 公的活用の領域拡大と深化
- ② 産業界活用の推進 → 社会で求められる技術者が技術士であることを目指す
- ③ 国際的活用の推進 → 技術士資格保有者の国際社会での活躍

III. 公的活用の推進

① 公的活用の現状

- ・中央省庁における資格の活用：18 の資格
- ・他の公的資格取得上の優遇措置：22 の資格
- ・専門委員、鑑定人、調停委員としての登録：274 名

② 公的活用の領域拡大に向けた取組

- ・資格活用領域の拡大に向けて各部会に照会中
  - 技術士の能力が十分活かされる資格
  - 関係業界にとってメリットがあること
  - 企業における技術士の採用や取得の促進につながること
  - 相互通用性を考慮
- ・専門委員としての活用領域の拡大
  - 従来から行われている司法支援の拡大
  - 弁理士との連携、不正競争防止法、中小企業強靱化法、特許法などに基く専門委員への活用（経産省系）
  - 中小機構、JICA 等の専門委員への活用

③ 今後の進め方

- ・所管官庁との事前調整→要望書の取扱いを協議
- ・組織的な協力関係（協定書）の構築

IV. 産業界活用の推進

① 産業界活用の現状（企業、大学ヒアリングより）

- ・業務で資格活用する企業では資格取得を奨励
- ・多くの企業では資格取得が組織として推進されていない
- ・専門（専任）技術者として活用している事例あり
- ・学生に一次試験を奨励する大学が増えつつある

② 産業界活用の領域拡大に向けた取組

- ・技術士の知名度向上に向けた活動
  - 技術士会 HP の改善、PR 冊子の作成・普及啓発
  - 企業技術士会、大学技術士会との連携強化
- ・産業界における技術士資格活用のロールモデル提案
  - 製品の安全・安心の確保への貢献
  - Society5.0、持続可能社会形成への貢献
  - 企業内の技術者、学生の能力開発教育への貢献

③ 今後の進め方

- ・経産省、経団連をはじめとする産業界とのパイプづくり
- ・産業界のバックアップによる資格活用の支援要請
- ・大学に対して技術士制度の啓蒙活動を行い、能力開発の手段としての活用推進
- ・就職時に有利になるなど資格のインセンティブを高める活動により、工学系学生の取得意欲を高める

V. 国際的活用の推進

① 国際的活用の現状

- ・APEC エンジニア登録者数の減少傾向（APEC エンジニア資格が活用されていない事による）
- ・海外案件の要求項目は経験重視が一般的
- ・ODA 案件の一部で優位に評価された事例

② 国際的活用に向けた取組

- ・技術士と同等の各国の資格活用実態の調査
- ・各国の更新制度運用状況の詳細調査
- ・相互認証協定の拡充
- ・TPP11 を契機とした相互認証の推進

③ 今後の進め方

- ・技術士取得者を増やし、海外で活躍する技術者が資格保有者であることを目指す
- ・資格の国際同等性確保に向けた技術士制度改革とのリンクを図る
- ・海外進出をサポートする仕組みづくり
  - 外務省、JICA 等に働きかけ、ODA 案件での資格活用の推進
  - 国交省等に働きかけ、インフラ輸出における資格活用の推進